

せいしんがい報

2016年1月1日 第107号

注目記事

- ◆ 1～3 ページ ◆ 年頭の挨拶
- ◆ 4～7 ページ ◆ 研修委員会主催 講演会

救護施設やしおみ荘
〒972-0161 福島県いわき市遠野町上遠野字堀切27
☎(0246) 8 9-3 3 3 3 ㊟(0246) 8 9-3 3 3 4

グループホーム レジデンスなごそ
メゾン・ド・あたご、メゾン・ド・ほりきり、コーポおかおな

指定特定相談事業・せんとらる
〒971-8151 福島県いわき市小名浜岡小名4-3-1
☎(0246) 3 8-3 5 2 0 ㊟(0246) 3 8-3 5 2 1

障がい者支援施設ふじみの園・ショートステイほっと
〒972-0252 福島県いわき市遠野町上根本字白坂384-1
☎(0246) 8 9-3 4 0 0 ㊟(0246) 8 9-3 4 5 4

虹のかけはし
〒971-8101 福島県いわき市小名浜丹波沼61-1
☎(0246) 7 3-0 1 1 1 ㊟(0246) 7 3-0 1 1 2

ワークセンターしおさい
〒971-8161 福島県いわき市小名浜諏訪町1-10
☎(0246) 7 3-2 0 7 7 ㊟(0246) 7 3-2 0 7 8

手打ちうどん 天真庵
〒974-8212 福島県いわき市東田町2-11-7
☎(0246) 7 7-2 0 3 3 ㊟(0246) 7 7-2 0 3 3

ヘルパーステーションあくていぶ
〒979-0145 福島県いわき市勿来町四沢清水17-1
☎(0246) 6 5-5 7 0 0 ㊟(0246) 6 5-5 7 0 0

障害児通所支援ちゃーむ・日中一時支援ちゃーむ
〒971-8166 福島県いわき市小名浜愛宕上13-23
☎(0246) 7 3-2 0 3 3 ㊟(0246) 7 3-2 0 3 4

障害児通所支援第2ちゃーむ
〒973-8409 福島県いわき市内郷御台境町鶴巻45-2
☎(0246) 8 4-6 8 8 2 ㊟(0246) 8 4-6 8 8 3

障害児通所支援みによん
〒974-8261 福島県いわき市植田町林内11-1
☎(0246) 8 5-5 7 2 0 ㊟(0246) 8 5-5 7 2 1

新年を迎えるにあたり

社会福祉法人 誠心会 理事長 松崎 有一

新年あけましておめでとうございます。各関係者の皆様におかれましては、健やかな新年をお迎えることと存じ申し上げます。また、去年は、各方面にわたり多くの皆様にご支援・ご教示を賜り衷心より感謝申し上げますとともに、重ねて御礼を申し上げます。

さて、去年は、世界でも大きな出来事がありました。欧米や中東などIS関連テロ続発で、特にフランス・パリの同時テロ爆破事件と同時に欧州への難民流入が増大し、EUでは受入の論争が起きた。米では、59年ぶりにキューバと国交回復し断交後初の首脳会談を行い、制裁が緩和となった。南シナ海では、中国が人工島の埋め立て問題でその領有権を巡り、近隣諸国との緊張が高まり米中間において緊迫な状況が発生した。さらに、ミャンマー総選挙がありスーチー氏率いるNLDが圧勝し、軍事政権から民政移管が確実となった等多くの出来事があった。

一方、国内では、集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法案が可決し、多くの話題となった。また、環太平洋連携協定(TPP)交渉が大筋合意し、貿易の自由化の促進が図られることとなった。さらに、新国立競技場の建設計画が決定し、2020年に向けたオリンピック・パラリンピックのロード・マップができてきたことが決定された。このように、大きな出来事のほかに、大村氏のノーベル医学生理学賞や梶田氏の物理学賞というダブル受賞等多くの話題をさらった。また、社会保障と税の一体改革では、軽減税率の導入が決定されたが、社会保障費が26.4兆円

から32兆円と大幅な伸びとなった。これらは、昨年末に政府が取りまとめた1億総活躍国民会議において介護離職ゼロ等に向けた緊急対策や少子化対策が大きく比重を増しているところである。また、いわき市においては5月に第7回太平洋・島サミットが開催された。

さらに、我々に直接関わりあるのは、社会福祉法人の制度改革の理念と視点として、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施等である。さらに、障害者総合支援法施行後3年後の見直しに向けた提言では、今後の方向性として(1)本人が望む地域生活の実現(2)障害者の就労と社会参加の促進(3)障害者の状態やニーズに応じたきめ細やかな対応(4)障害児に対する専門的で多様な支援(5)障害サービス等の質の向上や持続可能性の確保とされた。これらを中心に、本年の通常国会に上程される予定である。

このように大きく変化する中、社会福祉法人は大きな困難の中どう乗り切っていくかが問われてきている。今後は、法人が安定した経営ができるのは、法人職員の専門家を目指す勢いと、対境関係者の皆様のご支援がなければ維持発展ができません。本年も皆様方の大いなるご支援とご鞭撻、さらに重ねてご指導を賜りますようお願いを申し上げ、年頭の挨拶といたします。

今年の救護施設の方向性について

救護施設やしおみ荘 施設長 紺野健一郎

新年あけましておめでとうございます。昨年中は、各種行事に地域の皆様の御理解と御協力をいただき、救護施設運営がスムーズに継続できたことに、深く感謝申し上げます。

本年は、社会福祉法等の一部を改正する法律案が、国会にて可決・成立する見込みであります。内容的には、経営組織の見直し・事業運営の透明性の確保・内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下・地域における公益的な取り組みの実施等社会福祉法人の運営全般を、国民一般に「みえる化」することが責務になってきます。

特に救護施設が、地域における公益的な取り組みに対しどのように対処・推進を図らなければならないのか、課題はたくさんあります。

このように、地域との共生が今まで以上に求められ、どのような地域貢献が可能なのか問われる年になります。

救護施設は、さまざまな支援ニーズをとらえセーフティネット機能を生かしながら国民の最後のよりどころとして、生活困窮者等に中間施設としての支援役割を果たしてきました。

今年も、救護施設本体業務運営をより良きものにしていくことは重要であると認識を強化していくことはもちろんであります。

しかし、これらのことに加え、入所利用者に地域での生活を体験してもらう事業・地域貢献のため、地域に職員・利用者が出向き地域住民に役立つお手伝いをする等検討していかなければなりません。

これらの事業推進には、地域の皆様の御理解、関係機関との連携強化がなくては実現できません。また、救護施設とはどのような施設なのか、理解を深めてもらえるチャンスともとらえています。

今年も職員一同、新たな気持ちで施設業務を進めていくことが、施設の存在意義であると思いますので、今までにも増して御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

地域の皆様にとりましても幸多い年となりますように願ひまして、新年のあいさつとさせていただきます。



2016年 新年のごあいさつ

共同生活援助

管理者 永沼 憲一

皆様、新年あけましておめでとうございます。

誠心会の皆様、利用者のご家族の皆様、地域の皆様、福祉関係者の皆様には、健やかに新年を迎えられたことと御喜び申し上げます。また、日頃より多大なご支援ご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

さて、私事で恐縮ですが、今年度4月より、グループホーム3事業所の管理者の職に就いております。事業が変われば、当然ながら利用者様へ提供するサービス内容も違ってまいります。そして時代と共に社会的に要求される内容も違ってまいります。

しかし、いつでもどこにいても、福祉職にとって大切なのは利用者様のニーズへの対応であり、何が真のニーズなのか、主観的な福利と客観的な福利、そして現状を良く考慮して導き出して行く事が重要と考えます。

職員一同微力ではありますが、平成28年度も利用者様へのより良き支援に向けて努力して行く所存でありますので、ご指導、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

就労継続支援B型

虹のかけはし、しおさい、天真庵

管理者 矢吹 美和

あけましておめでとうございます。昨年中は利用者様、ご家族の皆様を始め、地域の皆様にも多大なるご支援ご協力を頂きまして、ありがとうございました。

昨年は虹のかけはしのパン作業に、新たなオープンとドウコンを設置し、今までよりも機能が良くなり、個数も多くこなせるようになりました。またワークセンターしおさいでは従来に比べ、賞味期限が長いうどんを商品化することができました。天真庵では新メニューの開発に力を入れ、足を運んで下さるお客様が増えました。

今年も利用者の皆様と共に汗を流し、働きやすい環境を整えること、必要とされること、認められていることを実感していただけるよう、職員一同、努力していく所存です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

ヘルパーステーションあくていぶ

管理者 鈴木 美智

新年明けましておめでとうございます。

昨年中は、大変お世話になり有難うございま

した。皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈りいたします。

本年は申年となります。申年は災いをとりさると言われています。皆様、元気で楽しく過ごせる一年となりますよう、私たちヘルパー一同精一杯ご支援させていただきます。

本年も、皆様ご指導ご鞭撻の程、よろしく願い申し上げます。

特定相談支援・障害児相談支援 せんとらる

管理者 渡辺 誠二郎

新年あけましておめでとうございます。小名浜地区の相談支援事業所として多くの方からの相談にきめ細やかな支援が行えるよう職員一同日々研鑽に努めております。年々、相談件数も増えてきており、地域に根差した支援ができていることを実感しております。

障がいをお持ちの方、そのご家族からの相談の内容は多岐にわたり、昨年からは相談支援専門員4名、相談支援補助員1名、計5名で様々な相談に対応しております。おかげさまで、職員の体制を整えることができ、今後とも満足していただけるような相談支援を行っていきたく思っております。本年もどうぞよろしくお願い致します。

障害児通所支援

みによん管理者 小宅幸恵

新年あけましておめでとうございます。はじめに、旧年中よりご利用者様、ご家族様、事業所様をはじめ、皆様からのご愛顧をいただきまして、私たちが新年を迎えられたことを感謝致します。

昨年4月にみによんを開所して初めて迎える正月です。馴れない土地でのサービス提供ということもあり、手探り状態でのスタートとなりましたが、大きな問題もなく新しい年を迎えることができました。

本年は、利用者様やご家族様にとってより良い支援が行えるよう、音楽療法、言語療法、TEACCHプログラム等に力を入れ、チャーむ、第2チャーむ、みによんの3事業所が一丸となり、更に充実した支援内容にして参りたいと考えております。

平成28年は、困難から目を背けることなく、立ち向かっていく正受不受の精神をモットーに事業運営を行います。

本年も変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

社会福祉法人誠心会研修委員会主催 講演会

平成27年10月31日(土) 八幡台やまたまやにて、施設関係者、保護者等100名の参加のもと、当法人研修委員会主催の講演会を開催しました。上智大学教授であり、ご自身も重度の知的障害のお子様をお持ちの大塚晃氏をお迎えし、障害者総合支援法見直しに関する論点整理について講演していただきました。ご来賓として衆議院議員 吉野正芳様、いわき市長 清水敏男様よりご祝辞を頂きました。

以下に講演内容をご紹介します。

「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理について」

上智大学 総合人間科学部 社会福祉学科 学科長 大塚 晃 氏

今日は障害者総合支援法3年見直しについて、今社会保障審議会障害部会で色々な議論をしていると思いますが、その論点整理を中心にお話をできればと思っております。

まず、強度行動障害は、今施策のなかでも非常に大きな課題になっています。特に強度行動障害そのものの支援ということもありますが、強度行動障害は虐待に結び付きやすいです。つまり、適切な支援がなく、どのように関わっていいかわからないと、どうしても虐待のハイリスクになるということで、虐待との関係において強度行動障害の課題が出ています。

支援の形もずいぶん変わってきました。今も入所施設は必要だという意見もあるかもしれませんが。しかし、私は入所施設が必要ではなくて、入所的機能が必要だと思っています。こういうところは専門家がいて、専門的な支援ができるということで非常にメリットがあります。ただ障害のある方にとっては、ここで何十年も生活するということが本人にとっていいかどうかということも、意思決定支援というところからも課題が残っていると思っています。

今の支援というのは、地域の色々なサービスを使って生きようというイメージです。もちろん提供しているのは社会福祉法人だけではなくて、NPO法人や株式会社も1つの資源として有効かもしれません。住まいの場が非常に大切あり、入所的機能が

必要かもしれません。あるいはグループホームというのが、地域生活の1つの大きな選択肢になっています。それから個人で住むアパートになるとか、あるいは、ご夫婦で住むというところもあるかもしれません。我が国では、居住政策はほとんどありませんでした。今やっと、国土交通省との関係においてケア付きの住宅や、公営住宅におけるグループホーム施策等が少しずつ進んできましたが、まだまだ住むということが十分ではないというふうに思っています。

楽しい生活や本人の趣味についてですが、このようなものが生活や人生の質を高めるということにおいて、非常に大切なものだと思っています。皆さんご存知のように24年度からすべての障害者についてサービス等利用計画を作ることになりましたが、色々ないい意味があると思っています。しかし、今のサービス等利用計画には障害のある方の1番楽しいこと、1番好きなものがありません。これが欠けているサービス等利用計画を作って障害のある方を全国で支援していました。サービスが色々な地域に整いながら生活していくことが総合支援法のイメージです。そのためには、サービス担当者会議を開かねばなりません。真ん中に相談支援専門員がいて、その周りにグループホームや放課後等デイサービスの管理責任者、学校の先生、スタッフが一緒のテーブルに着いて考える仕組みと、ツールとしての

サービス等利用計画が必要です。それから、それぞれの事業所が作る個別支援計画です。それぞれの事業所が作る個別支援計画と相談支援専門員が作るサービス等利用計画の関係はどうかというと、サービス等利用計画が総合プランになります。その人の人生において、それぞれの事業所のことや楽しみ、人間関係も入った総合的なプランとして作成し、それによって地域で生活することができるということになります。こういう仕組みをこれから少しずつ本格的に作って行こうとしています。施設や病院という色々な支援がまとまったものではなくて、地域に色々偏在しているわけですから、これをまとめあげる仕組みとしての意味があります。それから相談支援専門員の作るサービス等利用計画でもう1つの非常に大切な要件があります。それは、その計画は本人の将来計画でなければならないということです。

重度の方、それは支援区分が重い、行動障害がある、医療的ケアが必要など様々な捉え方がありますが、そういう方のグループホームがまだ整っていません。本当に地域生活ということであれば、グループホームも含めて重度の方も地域できちんと見られるような仕組みを作っていけないといけないのではないか、ということを感じています。

しかしまた、これからの障害のある方はもしかするとグループホームというものが最良の選択肢にならないということも、あると思っています。特に家庭がある人についてです。そのときに1つの可能性として出てくるのは、今論点整理で出ているパーソナルアシスタント、つまり、重度訪問介護のような長時間にわたる支援です。そういう支援にこれから少しずつ変わっていくと思っています。ただ、障害者団体が求める、特に身体障害者の方が求めるパーソナルアシスタントというのは24時間365日のケアによって1人で生活するということです。身体障害の方は夜についても寝返りをしないと褥瘡ができ、痰の吸引もあり、様々な医療的支援が24時間ずっと必要だということもわかります。ただ、24時間365日という支援は、今のお金だけでも1人2千万円～3千万円かかります。いわき市でパーソナルアシスタントを24時間365日で何人かが利用するとすると、他の人は多分サービスを利用できないでしょう。予算的な規模で数倍かかります。そういう方向性ではありますが、これを少しずつやりながら本人に合った支援についても良い芽が段々出てきていると思っています。

次に障害者の方のエンパワメント、アドボカシーの考え方です。それから権利擁護ということが大きくなってきました。権利擁護というのは本人が権利

を侵害されているのを守っているということ、障害者虐待防止法はまさにそうです。それからもう1つ、なかなか自分自身で権利が擁護できない人達がいらっしゃると思います。知的障害、精神障害、発達障害の方です。こういう方については本人に代わって権利を擁護する、代弁、アドボケートしていくということです。今回、意思決定支援というのが法律に入り、意思決定支援ということをやっていますが、まさに本人の意思を尊重していくということが大切になっています。

施設等から地域への移行はどうでしょうか。ほとんど今の知的障害者の入所施設は、高齢化です。現在入所されている方が亡くならない限りは、入所施設を利用することは難しいです。そういう意味では、我が国が新しく入所施設をもっと作るという方針転換がない限りは無理だと思っています。これは何を意味しているかということ、親亡き後の選択肢として入所施設はもうないということです。本格的に重度の方も含めてグループホームやアパートの生活を考えていかないと我が国は行くところはないのです。今こそすぐ、本格的に自分の子供達のために地域での生活を考えなければならないということです。

移動支援は、なぜ地域生活支援事業に入れたかといえば、これは予算が非常にオーバーして、個別給付にしたら大変だからです。それも含め、個別給付にしてくれという要求はたくさんあると思われませんが、たぶんコントロールできないのではないかと思います。

児童では、放課後等デイサービスが今すごく伸びています。事業所やあるいは利用者はここ3年間で倍近くなりました。それから児童が今2千億円以上の予算で、60～70パーセントはこの放課後等デイサービスで占められたということです。しかし、市町村や都道府県はもうコントロールできません。申請に来る事業所についてはみんな許可する。そして内容については何でもありですから、何にもしなくてもいいですし、株式会社などがたくさん入ります。内容的については受験勉強もあり、どこまで福祉がやって学校がするべきかということがよくわからなくなったということがこの放課後等デイサービスの特徴です。市町村によっては、1か月に31日支給決定することもあります。これは何を意味しているかということ、公的なサービスを使いながら、児童虐待、あるいは、障害者虐待を推奨しているおそれがあるということです。障害者虐待にはネグレクトという育児放棄があります。親に責任があるわけではなく、それをきちんと支援してやれない専門家に問題があるのです。その子にとって31日

の支給決定が本当に必要なのか。お母さんが子育てに専念できるように行政か相談支援専門員が入らない限り、この放課後等デイサービスは破綻します。子どもは家庭が温かく見守り、生活に少しでも支援を受けて上手く放課後等デイサービスを使いながら一緒にやっていく、子どもの最善の利益をどのように守っていくかということを考えていかないと非常に危険だと思っています。

権利条約が批准されて差別解消法が来年の4月から施行されます。今、省庁は基本方針を作っています。しかし、知的障害や精神障害、発達障害のことは全く考えなかった法律です。どのように書いてあるかというところ、合理的配慮というのは、社会的障壁の必要なものが、本人が意思表示をして初めて成り立つと書いてあります。この法律は、合理的配慮がなされていないと意思表示をする必要があり、社会的障壁を押しつけられていて初めて成り立つ法律なのです。付帯決議に家族などが補佐できると書いてありますが、家族が補佐できればいいが、補佐できない時はどうするのでしょうか。家族だって利害に反することがあります。それから成年後見人についても入っていません。どうにか法定代理人という言葉で書いてあります。なぜ成年後見人が入ってなかったかというところ、この意思決定と関係しています。意思決定支援というものがなぜ入ったかというところ、権利条約の12条における、法律の前に等しく認められる権利ということからです。全ての障害のある方は法的能力を有していて、法的能力の行使に当たっては意思決定の支援をするようにということが権利条約の中に入っています。このことは何を意味するかというと、権利条約は支援された意思決定、Supported Decision Makingによって意思決定を広めていこうということです。それとぶつかるものが我が国の後見制度です。後見制度は、本人の意思決定を支援するものではなくて代理決定になる。だから権利条約がいうのは、代理決定である我が国の成年後見制度はすぐ廃止しなさいということです。でも重症心身障害の方にどんなに意思決定をしても、代理決定の仕組みがないと無理だということで今課題になっています。差別解消法の中に成年後見人を入れて下さい。やはり補佐する者として法律上一番大切だと思います。これから我が国も成年後見人に支援されている本人が意思決定する、ということに持っていくのはもちろん必要だと思っています。今議員立法で成年後見推進法というのを作ろうとしています。これはまさにぶつかるわけです。これから本格的な議論が始まると思っています。

次に意思決定についてです。ただ、意思決定といっ

ても難しいと思います。まず障害者みなそれぞれ違います。重症心身障害の方もいれば、植物状態の方もいます。誰と、どこで生活するか。施設から地域に移行するのはいいのか。あるいは友達と一緒に生活するのはいいのかということは人生上の選択です。それから、生命のこともあります。この医療的行為を受けるか、手術を受けるか、薬を飲むか、注射をするか、最終的に1番の問題は延命装置を外すかという生命倫理まであります。それから人的、社会的、物理的状况によって違います。つまり、環境によって本人が意思を表明すること全てに違いがあります。意思決定というのは、重症心身だからとか、軽いからとか、本人が意思決定できる能力ではなく、意思決定を支援する人の能力だと思います。本人に合った情報を与えて、その情報を汲み取って、わからない言葉の中から汲み取って、そして他者に伝えられること。障害のある方の能力等ではなく、意思決定を支援する人の能力にかかっているということです。

続いて、サービスの予算についてですが、今年度の予算は1兆3千億円です。1兆円を超えたということは、あと半分は地方自治体が持ちますので、総計2兆円です。私は今回の論点整理の中で、持続可能な制度が1番大切だと思っています。もうこれ以上伸びることはないです。その中において、これからどのように持続可能な制度を考えていくかということが大切だと思っています。持続ある制度において介護保険と障害者福祉を考えていました。そもそも今障害福祉で手帳を持っている方は800万人です。800万人の中で400万人は65歳以下です。そして、全体の800万人の内、障害福祉サービスを使っているのは100万人です。つまり、8分の1の人しか使わないで1兆円を超えました。サービスを使っていないという700万人の大部分は65歳以上の方で、その内400万人の方は介護保険を使っていると思います。障害者総合支援法の第7条に介護保険優先と書いてあります。65歳以上になったら介護保険を優先させてください。もちろん障害福祉サービスでしか、その方に適切なサービスを提供できないのなら引き続き障害福祉サービスは使っていくということです。そもそも自立支援法を作ったとき介護保険を前提にしたため、障害者団体からは65歳になったら介護保険優先と書くのはおかしいという議論がたくさん出ています。例えば選択制はどうでしょうか。本人が使いたければ障害福祉サービスに残ればいいし、介護保険サービスに行きたい方は行くと。ただ、第7条があるから1兆円で持っていると思っています。介護保険優先とするのでは

なく、介護保険に切り替えた65歳以上の方も障害手帳を持っていれば、みな障害福祉を使えますよと言った途端、負担が少なくサービスは充実している障害福祉に流れていきます。障害福祉が介護保険の8兆円、9兆円を税金で作ればいい訳です。税金で新しい我が国の社会保障制度として、介護保険を止めて、10兆円規模のものを作ればみな受けられますが、その後の責任は誰が取るのですか。私は今の障害福祉は、介護保険があるから成り立っていると思っています。

ただ、認知症のことがあります。認知症の方は今の制度の中においても、器質性精神障害ですから手帳を取れます。今認知症の400万人、半分でも200万人、この方たちを受け入れることも含めて考えれば、今1兆円で持っているということが奇跡だと思っています。そのような意味で、今後持続可能な制度をどうするかということがあると思っています。

最後に、地域包括ケアシステムです。これは高齢者だけではなく、児童も障害の方も地域で色々な支援をできる仕組みを作ろうという考え方だと思います。例えば虐待を考えてください。児童、障害者、高齢者虐待があります。これらをそれぞれの縦割りの行政で行っていますが、小さな市町村であれば1

つにまとめた方がいいと思います。例えば、地域包括ケアで地域包括支援センターにおいて、児童も障害者も高齢者もみな権利擁護や虐待防止をするということだとシステムが作り易いです。そういう意味では、児童だとか障害だとかという枠組み自体がお金のことも含めて問われているような時代になってきているのではと思っています。そうすると、障害種別や年齢を超えて地域で安心して暮らせる仕組みというのが、すぐにはいかないかもしれませんが、ここ10年間の中で出てくるのではないかと考えています。国でも今年9月17日に、厚生労働省内で新たな障害福祉サービスシステム等の在り方検討プロジェクトというものが始まったようです。これはまさに、誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ということで地域包括ケアシステムみたいなのをもう1度作らないと我が国の社会保障、社会福祉制度というのは成り立たないのではないかと危機感の表れです。すぐにはできないとは思いますが、持続可能な制度ということを考えた時に何かしらの新しい仕組みを作らざるを得ないのではないかと考えています。



講演会を終えて

関係者や保護者の皆様、たくさんの方々にご参加頂けたこと大変嬉しく思っております。大塚教授ご自身のお子様との体験談、またその中で感じられたこと等を交えてお話をさせていただき、笑いがこぼれる和やかな雰囲気での講演会となりました。保護者からは共感や質問が相次ぎ、有意義な時間となりました。ありがとうございました。

公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団

助成金ありがとうございました

せんとらる

この度、一般社団法人福島馬主協会様の推薦を頂き、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団より、せんとらるの平成27年度施設整備等助成事業として96万円の助成を頂き、車両購入事業として総事業費131.5万円でタントLを購入、平成27年11月5日納車となりました。利用者等からの相談のために、自宅、学校、病院、福祉事業所等の訪問業務において、利用者の要望に十分に答えられるよう大切に利用させていただきます。



公益財団法人福島県総合社会福祉基金

助成金ありがとうございました

虹のかけはし

この度、公益財団法人福島県総合社会福祉基金より虹のかけはしのパン製造機器更改事業として150万円の助成を頂き、総事業費356.4万円でオープン・ドゥコンディショナーを平成27年12月22日導入いたしました。今後はパンの製造が効率化され、利用者の工賃アップに繋がるよう大切に利用させていただきます。



福島キワニスクラブ様から日用品の寄贈

福島キワニスクラブ様よりシャンプー・リンスや洗剤等、段ボール7箱分を寄贈して頂きました。贈呈式は12月25日（金）法人本部で行い、同クラブの会員企業を代表し富士ゼロックス福島株式会社いわき営業所の小山田所長、滝田氏より松崎理事長が受け取りました。特に子供たちのための奉仕活動に力を入れている世界規模の民間団体であるキワニスクラブ様の活動に賛同し、富士ゼロックス福島株式会社様は設立時より会員として参加しているとのこと。以前もチャーむとふじみの園に、絵本や紙芝居、キワニスドールを頂きました。今回頂いた日用品も施設利用者の為に有効に使わせて頂きたいと思っております。ありがとうございました。



フェスティバル ふじみの園

9月26日（土）第24回ふじみの森フェスティバルを無事開催することができました。ご出演いただいたのは、東日本国際大学・いわき短期大学吹奏楽部の皆さん、湯本高等学校フラダンス同好会ウェリナマハロさん、ご当地アイドルベイビーティアラさん、ラテンダンスグループのLDRさん、菊池章夫さん、志摩幸子さんでした。LDRさんは茨城県日立市より今年で2回目の出演となりました。菊池章夫さんはふじみの園の応援ソング「私は生きる」を披露してくださり、志摩幸子さんはスケジュールが合わずご出演いただけなかった昨年の分もとこぶしを効かせ、力強い歌声で大トリを務めてくださいました。模擬店やゲームコーナーでご協力頂きましたのは、上遠野・入遠野の各婦人会の皆様、福祉レクリエーションネットワークinふくしま様、遠野地区社会福祉協議会様、誠心会協力会様、そして根本地区住民の皆様です。皆様のご協力があり、利用者や来場された方々にとって素晴ら



しいフェスティバルとなりました。心より御礼申し上げます。来年の開催は9月24日（土）の予定となりますので、たくさんの方々のご来場を心よりお待ちしております。



グループホームわいの家との交流会

9月21日（月）敬老の日に、チャーむ、第2チャーむ、みによんの3施設合同で、社会福祉法人ハートフルなこそこのグループホーム「わいの家」を訪問しました。約一か月間練習を重ね、チャーむはよさこい踊り、第2チャーむとみによんは歌と合奏を披露しました。

人前で発表する事は初めての取り組みでしたので、私達職員も緊張の中での参加となりました。子ども達は、おじいちゃん、おばあちゃんへカッコいい姿をみせるのだと、とても意気込んでいました。中には緊張のあまり咳き込んでしまう子もいましたが、最後まで堂々とした発表を続けており、その姿に職員一同感動しました。

発表後は、心をこめて作った風船のマスコットをプレゼントし、「ありがとう」の言葉と暖かい拍手をいただきました。

練習の成果を発揮できた子ども達は、達成感に満ちたとても良い表情をしていました。今回の発表を機に、またみんなで練習しおじいちゃん、おばあちゃんに元気を届けたいと思います。



やしおみ荘へ行こう

やしおみ荘

11月6日(金)今年度2回目の「やしおみ荘へ行こう」に参加する為、上遠野小学校4年生31名の生徒が来荘しました。

やしおみ荘の玄関前では生徒達から「おはようございます。」と元気な挨拶が聞かれ、利用者も元気に挨拶する姿が見られました。体育館に集合して頂いてから2グループに分かれ、1つ目のグループは紙粘土で型を抜いてキーホルダーを作り、2つ目のグループは5月に植えたサツマイモを収穫しました。

サツマイモの収穫を行なうと聞いて生徒の中には「頑張って取ります。」と言う方が何人もいました。天候は青空が広がる快晴でしたが、風が冷たく吹いていました。しかし、そんな冷たい風を吹き飛ばすように生徒と利用者は元気いっぱいサツマイモの収穫を行ないました。少し硬くなった土を掘り起こし、収穫出来るかと不安な様子も見られましたが、ツルの先に見えたサツマイモを見つけた瞬間、大歓声が上がりました。途中でサツマイモが折れないように慎重に土を掘り起こし、サツマイモを取りました。利用者、生徒達の喜びの声が青空の下で響いていました。

体育館では生徒達から童謡「まっかな秋」の合唱や、この日の為に準備をした手遊びやマジックの披露があ

り、利用者もその様子を見て楽しそうに手遊びをしたり、マジックに驚いたりしていました。

その後はキーホルダー作りの始まりです。紙粘土をこねて型を抜いたり、自分の好きなビーズ付けや色つけを行なって様々なキーホルダーを作る事が出来ました。中にはオリジナルの好きな形を作る生徒の姿も見られました。作業終了後、「大きなサツマイモが取れたよ。」「たくさんキーホルダー作ったよ。」等、各々話す姿見られ、他にも「楽しかった。」「また、一緒に作業したいです。」と生徒達は笑顔で話されていました。



地域の皆様と共に…

やしおみ荘



12月9日(水)やしおみ荘体育館にて、クリスマス会を行ないました。地域の方を招待し、一緒にカラオケやゲーム等をして楽しみました。11月からクリスマス会のプレゼントや招待状作りを始め、地域の方に喜んで頂けるように司会や出し物も利用者が中心となって考え、一生懸命練習していました。普段したことのない役割に率先して名乗り出ていたり、「～がしたい。」「昔、～をしたことがある。」といった意見を出したりと、利用者の実行委員も当日まで準備や役割に大忙しでしたが、その忙しさも楽しんでいるように見受けられました。

まずはサンタクロースの衣装やクリスマスの帽子を被って、地域の方を拍手で歓迎しました。はじめは利用者も照れた様子でしたが、地域の方と同じテーブル

で話しかけられると嬉しそうに話をしたり、一緒に写真を撮ったり、中には日頃趣味で作っている折り紙の作品や草鞋をプレゼントされている方もいました。利用者の出し物では、ギターで作曲経験のある利用者が得意な曲でもある「さくら(独唱)」を自分でアレンジしながら披露していました。そしていよいよ風船渡しゲームです。先頭の方から次の人に風船を渡し、一番早く戻ったチームには手作りの金メダルをプレゼント。高齢の方も、麻痺を持つ方等もチームの中で協力し合い、メダル獲得を目指していました。

ゲームをした後のクリスマスケーキは、とてもおいしかったことでしょう。最後には利用者手作りのクリスマスリースをサンタクロースに扮した利用者からプレゼントしました。あっという間に楽しい時間は過ぎてしまい、「来年も来てね。」と早速来年の約束をしている方もいました。

参加された地域の方々からは後日、「利用者自身が特技を生かして頑張っていることが身にしみました。」と感想を頂きました。救護施設や利用者を理解して頂くことが目的のひとつでもあった為、嬉しく思います。

この度、クリスマス会を開催するにあたり、お忙しい中ご参加頂きました地域の皆様、ご協力下さいました方々に、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。



ボウリング大会 虹のかけはし

11月23日(月) 午前中に作業を行い、午後からは、小名浜ゴールドレーンで皆が楽しみにしていたボウリング大会を開催しました。ボウリングが始まると、あちらこちらから笑い声や歓声が聞こえ、ストライクが出るとより一層ボウリング場に響き渡る声が聞かれました。皆で体を動かす機会があまりない為、とてもいい時間を過ごす事が出来ました。



強度行動障害支援者養成研修基礎研修に参加して

ふじみの園支援課課長 上遠野加代子 主任生活支援員 近藤 愛
副主任生活支援員 武田 智哉

11月20日(金)、27日(金)に強度行動障害支援者養成研修の基礎研修に参加させて頂きました。この研修は、厚生労働省の平成25年度新規施策として実施されており、基礎研修・実践研修の2部構成となっています。目的は自傷や他害行為に代表される著しい行動障害がある方に対し、様々な障害福祉サービス事業所において適切に支援が行えるように従事者に基礎的な知識と技術に関する情報を提供する事であり、今回の基礎研修では、障害者総合支援法までの制度の成り立ちや関連サービス等についての基礎的知識と、「強度行動障害がある者の基本的理解・支援技術の基礎的な知識」と「情報収集、記録の共有・行動障害の背景にある特有の理解」について、講義と演習を通して障害特性について学びました。強度行動障害がある方にも安心して生活して頂く為にも、障害福祉に従事する者全てが当研修を受講し、障害特性を理解する必要があると感じました。これを機に支援の振り返りを行い、今後の支援方針についても考えていきたいと思えます。

福祉サービスに関する苦情解決委員研修会(基礎編)

ふじみの園 生活支援員 荻野 美咲

10月29日(木)郡山ユラックス熱海にて、苦情解決委員研修会に参加させて頂きました。

この研修では、苦情が挙がってから解決に至るまでの行程にはレベルがあり、施設内で解決できる事案から、訴訟に発展し裁判まで持ち込まれる事案までであるという基礎的な部分について学びました。「苦情は宝」という話を受け、苦情がないから良いという事ではなく、苦情がある事によって提供するサービスの質の向上に繋げる事が出来るという事が分かりました。当園では、苦情が申し立てられた時点で、その都度解決策を講じています。しかし、利用者お互いに思いがあり、両者にとって納得できる形にするのが難しいことから、苦情を申し立てた方に対する解決策を見い出せたとしても、相手にとってはそれが苦情に繋がってしまうことがあります。誰に対しても苦情に繋がらないような支援を考えると、調整中の事案が出てしまうことがあります。この研修に参加して、現在は調整中で止まっている事案でも、どうすれば解決できるのかをより模索し続け、提供するサービスの質の向上に繋がられるよう努めたいと思えました。

12月11日(金) 午前中は作業を行い、午後から待ちに待った外出の予定でしたが、あいにく朝から雨の為、天真庵にてオリエンテーションを行いました。天真庵での食事会后、残った時間でクリスマスも近いという事でみんなでリース作りを行いました。一人一人が色とりどり飾りつけを行い楽しい時間を過ごす事が出来ました。



権利擁護委員会 第三者委員との懇談会の報告

10月26日(月) ふじみの園、やしおみ荘で権利擁護委員会の第三者委員である鎌田真理子氏、折笠恵氏と施設利用者との懇談会が行なわれました。利用者が普段職員に伝えづらい要望や困っている事を汲み取って頂きました。その後、場所を天真庵に移し、法人内各事業所の権利擁護委員から第三者委員の皆様も交え、平成27年2月から9月までの8か月間に受け付けた苦情について報告会を行いました。第三者委員の皆様からは、職員とは違う目線でのご意見やアドバイスを頂くことができました。また、苦情が発生してから速やかに対応している点について、とても良い事であるとお褒めの言葉を頂きました。最後に、権利擁護委員長の紺野施設長より各委員へ「利用者の苦情は宝物です。今後も常に利用者からの意見を踏まえ、より良き支援遂行が必要であり、利用者の支援満足度を念頭に置き、サービス提供をして下さい。」との話がありました。

障害者差別解消法が平成28年4月から施行されようとしている中、テレビや新聞では施設職員の利用者に対する暴力事件が報道されています。当法人の権利擁護委員会は虐待防止委員会も併せ持ち活動しています。各事業所の利用者より申し立てられた苦情や要望、またそれらに対する課題が多ければ多いほど良く、第三者委員の皆様からのアドバイスを頂きながら、権利擁護委員が先頭に立ち各職員に意識付けを行い、法人全体としてより良い支援に繋げていきたいと思っております。

誠心会 苦情解決実績集計表

(平成27年2月1日～27年9月20日)

分類	やしおみ荘	ふじみの園	レジデンス なごそ	メゾン あたご	コーポ おかおな	SS ほっと	あくていぶ	ちゃーむ	第2 ちゃーむ	みによん	せんとらる	虹の かけはし	しおさい	天真庵	計
1 食事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2 その他のケア	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
3 看護サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 医療サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 その他のプログラム	1	2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	7
7 相談・連絡	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	0	1	0	5
8 居住環境	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	9
9 職員の対応	3	4	1	1	0	0	4	0	2	0	1	1	0	0	17
10 利用者間の関係	0	29	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	32
11 制度に関するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 その他	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	6	36	6	1	0	2	7	1	7	1	1	3	3	1	75
話し合いで解決	4	1	2	0	0	0	3	1	5	0	0	0	0	0	16
改善で解決	2	18	3	1	0	2	2	0	2	1	1	3	2	1	38
未解決	0	17	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	21

寄付を頂いた方

佐藤理容所 様

編集後記

今年は暖冬と言われていましたが、やっぱり冬は寒いですね。いまだにインフルエンザが猛威をふるって

います。うがい・手洗いを忘れずに、身体には気を付けてお過ごしください。